

条件付一般競争入札心得

1 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格及び契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税（10/100）を含む契約希望金額を入札書に記載して下さい。

2 入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（除雪車両用タイヤチェーン購入）
- (5) あて名（あて名は「一戸町長 小野寺美登」として下さい。）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する）

3 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 郵送による入札は認めない。
- (3) 入札書を封筒に入れ、糊付けせずに、入札年月日、「入札書」である旨記載、入札件名（除雪車両用タイヤチェーン購入）、あて名及び入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する）を記載すること。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 同一の入札会に2通以上の入札をした者の入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札会について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し

た者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 入札の不参加

- (1) 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。

- (2) (1)ただし書の規定により入札に参加できない場合には、次のア又はイに掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。

ア 入札執行前にあっては、入札不参加願（様式任意）に詳細な理由を明記して契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限り。）すること。

イ 入札執行中にあっては、入札不参加願又はその旨を明記した入札書を提出すること。

- (3) (2)の規定により入札執行機関の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が条件付一般競争入札説明書6に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約にあっては、契約内容の全部について、一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。